

議案第7号

目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月目黒区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3項の規定は、平成32年1月1日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

(説明) 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親等及びその監護し、又は養育する児童は、医療費の助成を受けることができない。</p> <p>(1) ひとり親等の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等(父又は母に限る。)が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親等及びその監護し、又は養育する児童は、医療費の助成を受けることができない。</p> <p>(1) ひとり親等の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等(父又は母に限る。)が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の</p>

額を計算するものとする。

(2) (現行に同じ。)

4・5 (現行に同じ。)

額を計算するものとする。

(2) (省略)

4・5 (省略)